

みやき町商工会 創業支援補助金

町内における新たな事業の創出を促進し、地域の商工振興及び雇用の促進を図ることを目的として、みやき町内で創業した事業者に対し、創業に要する費用の一部を補助します。

◎事前に、みやき町商工会にご連絡ください！

◎既に創業されている方は、補助対象者となりません！

◎既に支払いが済んでいる費用は、補助対象経費となりません！

◎年度途中においても、予算の上限に達した時点で募集終了となります！

■補助対象者

創業予定者であって補助事業完了日までに次の①～⑩全てに該当する者

- ①個人事業者の場合、代表者が町内に住所を有すること。
法人の場合、町内を本店所在地とした法人登記を行うこと。
- ②町内に事業所等を設置すること。
- ③町税を滞納していないこと。
- ④許認可等が必要な業種の場合、当該許認可等を受けていること。
- ⑤中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ⑥創業前にみやき町商工会の創業支援を受けた者で、補助事業の完了日から起算して3年以上継続して経営する見込みがある者。
- ⑦みやき町暴力団排除条例（平成24年みやき町条例第1号）第2条第1号から第4号に規定する暴力団等でない者。
- ⑧廃止前のみやき町創業支援補助金交付要綱（令和2年告示第100号）の規定により補助金の交付を受けていない者。
- ⑨新たに始める事業が政治的活動及び宗教活動を目的とするものでないこと。
- ⑩補助事業の完了日から3年間、商工会へ経営状況を報告する者。

■補助対象経費

①設備費

外装・内装工事費、取得価格が10万円以上の備品購入費
ただし、備品は汎用性が高く目的外使用になりえるものは対象外とする。

②広告宣伝費

看板・ホームページ・チラシ等の作成費、広告掲載費

③商業登記費

法人設立登記に要する経費（登録免許税は除く）

■補助率と補助金の上限額

補助対象経費の2分の1以内（補助金額の上限額は20万円で千円未満切捨て）

■申請の流れ

①創業予定者が商工会から補助金の内容説明と創業支援を受けます

↓

②創業予定者が商工会の支援を受け創業計画書を作成します

↓

③創業予定者が商工会へ交付申請書類を提出します

↓

④商工会が申請内容を審査し申請者へ交付決定通知書を送付します

↓

⑤創業予定者が事業を実施します（交付決定日前に実施した事業は対象外）

↓

⑥創業者が事業完了後、商工会へ実績報告書を提出します

↓

⑦商工会が実績報告内容を審査し申請者へ補助金額の確定通知書を送付します

↓

⑧創業者が商工会へ補助金交付請求書を提出します

↓

⑨商工会が補助金を交付します

↓

⑩補助事業の完了日から3年間、商工会に経営状況の報告書類を提出します

■問い合わせ

みやき町商工会

みやき町大字原古賀 1043-2（中原庁舎 1階西側）

TEL0942-94-3328 FAX0942-94-4745